

ID: 224

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 開放の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町立学校施設の開放に関する規則 第12条第3項 | | |
| 例規番号 | 平成27年教育委員会規則第7号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。</p> <p>(利用手続)</p> <p>第12条 第6条第1項第2号から第5号に掲げる学校施設の開放を利用しようとする者は利用予定日の属する年度の前の年度の1月から利用予定日の2月前までに教育委員会へ申し出なければならない。</p> <p>2 第6条第1項各号に掲げる学校施設の開放を利用しようとする者は、教育委員会が別に定めた期限までに、教育委員会が指定する場所において、学校開放許可申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の申込みがあったときは、必要な調整を行い、当該申込みを行った者に対し、学校開放許可書(様式第4号)を発行するものとする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和5年9月29日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |